

C

# 退職者→一括徴収(未徴収税額を退職者より全額徴収)の場合 ※死亡退職の場合、一括徴収できませんのでご注意ください。

## 記載例②

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

茨城町長 殿		所在地	〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地										特別徴収義務者 指定番号	99999				
令和5年11月4日提出		フリガナ	マルマルショウジ (カ)										宛名番号	123456-7				
給与支払者 〔特別徴収者〕		氏名又は名称	〇〇商事株式会社										担連 当給 者先	所属	経理課			
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	電話	029-292-1111 内線(999)	
		フリガナ	イバラキ ハナコ										異動年月日	1				
		氏名	茨城 花子 旧姓(千葉)										異動の事由	1. 退職				
		生年月日	昭和33年3月3日										異動後の未徴収 税額の徴収方法	2. 一括徴収				
		個人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	1. 特別徴収継続			
		受給者番号											2. 普通徴収 (本人納付)					
		1月1日 現在の住所	茨城町大字駒場450番地															
		異動後の 住所																
		特別徴収税額 (年税額)	72,000 円															
		徴収済額	30,000 円															
		未徴収税額 (ア)-(イ)	42,000 円															

指定番号は市町村ごと  
と異なります。

特別徴収税額通知書の  
「摘要」に記載の数字を  
必ず記入してください。

記載内容について応答  
できる方の連絡先を記  
入してください。

1月以降の退職の場合  
は、原則一括徴収とな  
ります。

◎転勤(転職)等による特別徴収を継続する場合には、次の欄に記載してください。(新勤務先で記入してください。)

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を
特別徴収義務者 指定番号	〒	月分(翌月10日納入期限分)から
所在地		徴収し、納入するよう連絡済みです。
フリガナ		受給者番号
氏名又は名称		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
<p>10月末で退職した給与所得者の徴収方法を11月で一括徴収して納入する場合</p> <p>(ア)特別徴収税額(年税額) 72,000円(6月から翌年5月分)</p> <p>(イ)徴収済額 30,000円(6月から10月分)</p> <p>(ウ)未徴収税額 42,000円(11月から翌年5月分)</p> <p>↑</p> <p>一括徴収税額(納入額と同額)</p>		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
理由	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	11月 25日	42,000 円	11 月分(翌月10日納入期限分)で
	2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			納入します。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を普通徴収(給与所得者が直接納付)する場合は、次の欄にも記載してください。

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
理由	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	
	2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 茨城町 総務部税務課 住民税グループ